

亀岡市公報

発行所 亀岡市役所
 総務部 総務課
 TEL 0771-22-3131(代表)
 京都府亀岡市安町野々神8番地

目次

—— 告 示 ——

- 公示送達 (保険医療課) 2
- 亀岡市議会定例会の招集 (総務課) 2
- 公示送達 (保険医療課) 3
- 亀岡市児童養護施設物価高騰対策補助金交付要綱 (子育て支援課) 5
- かめおか市民活動推進センター設置要綱の一部改正 (市民力推進課) 6
- 概成団地の指定区域変更に係る図書の縦覧 (都市計画課) 6
- 公示送達 (税務課) 6
- 放置自転車の撤去、保管 (土木管理課) 7
- 市道路線の区域変更に関する告示 (土木管理課) 7
- 市道路線の供用開始に関する告示 (土木管理課) 8

—— 公 告 ——

- 公募型プロポーザル方式による事業者の選定 (人権福祉センター) 9
- 亀岡市森林整備計画の樹立に伴う計画案の縦覧 (農林振興課) 9
- 一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課) 10
- 公募型プロポーザル方式による事業者の選定 (保育課) 13
- 都市計画法に関する工事完了の公告 (都市計画課) 17

—— 任免及び辞令 ——

教育委員会欄

—— 規 則 ——

- 亀岡市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則の一部改正 19

選挙管理委員会欄

—— 告 示 ——

- 亀岡市議会議員一般選挙における選挙の効力に関する異議の申出による決定 19

農業委員会欄

—— 公 告 ——

- 令和5年2月定例総会の開催 21

上下水道部欄

—— 告 示 ——

- 亀岡市指定給水装置工事事業者廃止の告示 22
- 亀岡市下水道排水設備指定工事事業者廃止の告示 22
- 亀岡市指定給水装置工事事業者指定の告示 22
- 亀岡市下水道排水設備指定工事事業者指定の告示 23

—— 公 告 ——

- 亀岡市公共下水道の事業計画変更案の縦覧 23

告示

亀岡市告示第10号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和5年2月1日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 送達する書類
令和4年度
後期高齢者医療保険料督促状6期分
- 2 送達を受けるべき者
住所 省略
氏名 省略
- 3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定に基づき、令和5年2月13日令和5年亀岡市議会定例会を亀岡市議場に招集

する。

令和5年2月6日

亀岡市長 桂川孝裕

「揭示済」

亀岡市告示第12号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和5年2月6日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類			送達を受けるべき者	
				住所	氏名
1	更正・決定通知書	令和4年度	国民健康保険料	省略	省略
2	督促状	令和4年度第7期	国民健康保険料	省略	省略
3	督促状	令和4年度第7期	国民健康保険料	省略	省略
4	督促状	令和4年度第7期	国民健康保険料	省略	省略
5	督促状	令和4年度第7期	国民健康保険料	省略	省略
6	督促状	令和4年度第7期	国民健康保険料	省略	省略
7	督促状	令和4年度第7期	国民健康保険料	省略	省略
8	督促状	令和4年度第7期	国民健康保険料	省略	省略
9	督促状	令和4年度第7期	国民健康保険料	省略	省略
10	督促状	令和4年度第7期	国民健康保険料	省略	省略
11	督促状	令和4年度第7期	国民健康保険料	省略	省略
12	督促状	令和4年度第7期	国民健康保険料	省略	省略
13	督促状	令和4年度第7期	国民健康保険料	省略	省略
14	督促状	令和4年度第7期	国民健康保険料	省略	省略

15	督促状	令和4年度 第7期	国民健康保険料	省略	省略
16	督促状	令和4年度 第7期	国民健康保険料	省略	省略
17	督促状	令和4年度 第7期	国民健康保険料	省略	省略
18	督促状	令和4年度 第7期	国民健康保険料	省略	省略
19	督促状	令和4年度 第7期	国民健康保険料	省略	省略
20	督促状	令和4年度 第7期	国民健康保険料	省略	省略
21	督促状	令和4年度 第7期	国民健康保険料	省略	省略

- 2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第13号

亀岡市児童養護施設物価高騰対策補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年2月15日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市児童養護施設物価高騰対策補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、物価高騰の影響を受ける市内の児童養護施設を支援するため、予算の範囲内において亀岡市児童養護施設物価高騰対策補助金(以下「補助金」という。)を交付する。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、第5条の規定による申請時点において、亀岡市内に所在する児童養護施設を運営している者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 市税を滞納している者
 - (2) その他市長が適当でないと認める者
- (補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、令和4年10月1日から令和4年12月31日までの期間に児童養護施設において使用した電気及びガスの使用料とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額(他の制度により、補助対象経費に対する助成金等を受けている場合は、当該額を控除した額)と別表の補助基準額とを比較して、

いずれか少ない方の額とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする交付対象者(以下「申請者」という。)は、亀岡市児童養護施設物価高騰対策補助金交付申請(請求)書(別記第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 児童養護施設を運営している者であることが分かる書類の写し(市に備付けの公簿等の記載又は記録により当該事実を確認することができる場合を除く。)
- (2) 補助対象経費における電気及びガスの使用料の領収書の写し
- (3) 入所児童の数が分かる書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、各児童養護施設につき1回を限度とする。

(交付の決定及び通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、その結果を亀岡市児童養護施設物価高騰対策補助金交付(不交付)決定通知書(別記第2号様式)により申請者に通知するとともに、交付を決定したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の取消し等)

第7条 市長は、申請者が虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたと認めるときは、交付の決定を取り消し、既に交付した補助金があるときは、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

別表（第4条関係）

補助基準額
令和4年11月1日時点の入所児童 1人につき5,000円

【別記様式 省略】

「揭示済」

亀岡市告示第14号

かめおか市民活動推進センター設置要綱（平成21年亀岡市告示第144号）の一部を次のように改正する。

令和5年2月17日

亀岡市長 桂川孝裕

第1条中「市民活動を」の次に「支援し、もって協働のまちづくりを」を加える。

第5条中「センターは」の次に「、第1条に規定する設置の目的を達成するため」を加え、同条第2号中「情報」の前に「市民活動に関する」を加える。

第6条（見出しを含む。）中「開館」を「開所」に、「休館」を「休所」に改める。

第7条第2項中「市民活動団体」を「法人その他の団体」に改める。

第8条第1号中「、行おう」を「行おう」に改める。

第11条第1項中「登録は」の次に「、定款、規約、会則等を有し」を加え、同条第2項中「所定の」を削る。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第15号

亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成28年亀岡市条例第42号）第8条第1項第5号及び第9条第1項第6号の規定に基づく指定区域を変更したので、同条例第8条第2項において準用する同条例第6条第6項の規定により、変更に係る図書を次のとおり縦覧に供する。

令和5年2月20日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 変更する区域の名称及び土地の区域
西山団地地区（亀岡市篠町王子 地内）
- 2 縦覧場所
亀岡市安町野々神8番地
亀岡市まちづくり推進部都市計画課

「揭示済」

亀岡市告示第16号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和5年2月22日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 送達する書類
令和4年度 市民税・府民税
税額変更通知書
- 2 送達を受けるべき者
住 所 省略
氏 名 省略
- 3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第17号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例（平成5年亀岡市条例第14号）第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

令和5年2月22日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 撤去した理由
亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9条に違反して、自転車放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 撤去した区域
JR千代川駅前自転車放置禁止区域
- 3 撤去した日時
令和5年2月17日（金）午後3時30分

- 4 撤去し、保管した台数 1台
- 5 保管場所 JR馬堀駅前自転車等駐車場
- 6 保管期間 告示の日から3箇月間
- 7 返還期間 月曜日～土曜日
午前10時～午後7時
- 8 返還を受けるための手続
 - (1) 撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができる。
 - (2) 返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住所・氏名を明らかにできるものが必要である。
 - (3) 撤去・保管に要した費用として1台2,000円を負担する。
- 9 引取りのない場合の措置
保管期間を経過しても引取りのない自転車は、関係法令等の規定により処分する。

※ 連絡先 まちづくり推進部 土木管理課
電話0771（25）5043

「揭示済」

亀岡市告示第18号

市道路線の区域変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において令和5年2月27日から令和5年3月13日まで一般の縦覧に供する。

令和5年2月27日

亀岡市長 桂川孝裕

区域変更をする路線

路線番号	路線名	変更路線起終点	変更前		変更後	
			延長	幅員	延長	幅員
01303	中矢田篠線	亀岡市中矢田町才の溝1番地の47先	3,464.86m	9.55m	3,464.86m	9.55m
		亀岡市篠町王子西ノ山5番地の1先		~ 15.96m		~ 15.96m
18064	上牧線	亀岡市篠町王子上上牧54番地先	468.04m	2.00m	468.04m	2.00m
		亀岡市篠町王子西ノ山5番地の5先		~ 4.35m		~ 4.35m

「揭示済」

亀岡市告示第19号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の路線を令和5年2月27日から供用開始する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において、令和5年2月27日から令和5年3月13日まで一般の縦覧に供する。

令和5年2月27日

亀岡市長 桂川孝裕

供用開始をする路線

路線番号	路線名	起	点	延長	最小幅員
		終	点		最大幅員
01303	中矢田篠線	亀岡市中矢田町才の溝1番地の47先		3,464.86m	9.55m
		亀岡市篠町王子西ノ山5番地の1先			~15.96m

「揭示済」

公 告

亀岡市公告第12号

令和5年度亀岡市立人権福祉センター隣保館
デイサービス事業業務委託について、公募型プロ
ポーザル方式により事業者の選定を行うので、
次のとおり公告する。

令和5年2月1日

亀岡市長 桂川孝裕

1 委託事業

令和5年度亀岡市立人権福祉センター隣保館
デイサービス事業

平成14年8月29日付け厚生労働省事
務次官通知に基づく隣保館設置運営要綱の
特別事業として実施しているものであり、
障がい者及び高齢者等が隣保館を利用し、
創作・軽作業等のデイサービス事業を行う
ことにより、その自立を助長し生きがいを
高めるため実施するものとする。

2 業務期間

契約日から令和6年3月31日まで

3 見積限度額

事業の委託料は、次に記載する金額の範囲
内で見積もる。

令和5年度 1,800,000円

(消費税及び地方消費税を含む。)

4 その他

詳細は、「令和5年度亀岡市立人権福祉セ
ンター隣保館デイサービス事業業務委託 公
募型プロポーザル実施要領」による。

「揭示済」

亀岡市公告第13号

森林法（昭和26年法律第249号）第10
条の5第1項の規定により亀岡市森林整備計画
を樹立することについて、同法第10条の5第
5項において準用する同法第6条第1項の規定
により次のとおり公告し、当該計画の案を供す
る。

なお、亀岡市森林整備計画の案に意見のある
者は、縦覧期間が満了する日までに、亀岡市長
に対し、理由を付した文書をもって、意見書を
提出することができる。

令和5年2月6日

亀岡市長 桂川孝裕

- | | |
|--------|------------------------------|
| 1 縦覧場所 | 亀岡市安町野々神8番地
亀岡市産業観光部農林振興課 |
| 2 縦覧期間 | 令和5年2月6日から
令和5年2月28日まで |

「揭示済」

亀岡市公告第14号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和5年2月13日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- (1) 工事番号 水配替第13号
- (2) 工事名 宮前千歳線道路改良工事に伴う送水管移設工事（その2）
- (3) 工事場所 亀岡市千代川町地内
- (4) 工事種別 水道施設工事
- (5) 工事概要 送水管 D1GXφ150 L=99.3m
- (6) 予定価格（税込） 6,721,000円
【入札書比較価格（税抜）6,110,000円】
- (7) 工期 契約日の翌日から150日間
- (8) 部分払 無
- (9) 前金払 有（原則請負金額の40%以内。保証事業会社の保証が必要。）
- (10) 中間前金払 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前払金の支払を受けており、工期の2分の1が経過していること、工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること、当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り請求できる。（中間前払金は請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要）
- (11) 最低制限価格 採用
- (12) 入札保証金 免除
- (13) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (14) 支給材料及び貸与品 無
- (15) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 令和4年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「B等級」に認定された者であり、希望順位3位以上の亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 「亀岡市水道施設等の事故に関する協定」を締結していること。
- (3) 特記仕様書（特記仕様書 3. 配水管技能者の資格）及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (4) 手持ち工事（水道施設工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和4年4月1日以降に発注した水道施設工事（B等級対象工事）の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、災害対象案件、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の水道施設工事（B等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (5) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。
（※受注金額は、亀岡市が実施する令和4年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、随意契約、災害対象案件、JVによるもの、亀岡市長以外と契約予定で落札したものや契約変更の増減額は対象外とする。）
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (7) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,500万円（建築一式は7,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。ただし、請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満の場合は、監理技術者等を非専任で配置することができる。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者が条件を満たしていることがわかる資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和5年2月13日（月） 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和5年2月13日（月） 午後3時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和5年2月17日（金） 午前9時から午後5時まで 令和5年2月20日（月） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和5年2月21日（火） 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和5年2月16日（木） 午後5時まで 設計図書に関する質問 令和5年2月22日（水） 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和5年2月24日（金） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	令和5年3月1日（水） 午前9時から午後5時まで 令和5年3月2日（木） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和5年3月3日（金） 午前10時	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 総務部 契約検査課
(電話0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第15号

令和5年度亀岡市保育所等紙おむつ等納入業務について、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和5年2月17日

亀岡市長 桂川孝裕

1 業務概要

(1) 業務名

令和5年度亀岡市保育所等紙おむつ等納入業務

(2) 業務内容

本市の公立・私立保育所（園）、こども園、幼稚園及び企業主導型保育施設に対し、紙おむつ等の提供を行う。

(3) 業務場所

亀岡市内一円

(4) 業務期間

契約締結の日から
令和6年3月31日まで

(5) 見積限度額等

39,217,000円
(消費税及び地方消費税を含む。)

※契約については、紙おむつ及びおしりふきの各規格1枚当たりの単価契約とする。

2 参加資格

本プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 本プロポーザルの公告日から契約締結までの間、国や地方公共団体等の指名停止を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害

を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 業務一括再委託をしない者

(7) 本件に類似した紙おむつ等納入業務の実績を有していること。

3 手続等

(1) 実施要領

ア 交付期間

令和5年2月17日（金）から3月8日（水）まで

※窓口での交付は、土日、祝日を除き、午前9時00分から午後5時00分まで

イ 交付場所

「7 事務局」又は「市ホームページ」からダウンロード

ウ 交付する書類

実施要領、仕様書、参加申込書、その他様式

(2) 参加申込み

ア 提出書類

プロポーザル参加申込書（様式第1号）

事業所概要（様式第2号）

業務実績書（様式第3号）

亀岡市における入札参加資格認定通知書（受領書）の写し

誓約書（様式第8号）

※上記提出書類は、参加を希望する営業

<p>所について記載すること。</p> <p>イ 部数 正本1部、副本1部</p> <p>ウ 提出方法 郵送又は持参</p> <p>エ 提出場所 「7 事務局」に記載のとおり</p> <p>オ 提出期間及び提出期限 令和5年2月17日（金）から3月8日（水）午後5時00分まで【必着】</p> <p>(3) 質問の受付及び回答 本プロポーザルに関する質問の受付及び回答は、次のとおりとする。</p> <p>ア 受付期間 令和5年2月17日（金）から2月24日（金）午後5時00分まで</p> <p>イ 受付方法 質問書（様式第4号）に記入の上、「7 事務局」まで電子メール又はFAXで提出するとともに、電話にて連絡すること。電話又は口頭による質問には応じない。</p> <p>ウ 回答日及び回答方法 令和5年3月1日（水）中に本市ホームページにおいて回答する。</p> <p>エ 質問内容 質問内容は、参加申込み及び企画提案書等に関するもののみとし、審査（評価）に関する質問は一切受け付けない。</p> <p>(4) 企画提案書の提出方法 参加申込みした事業者は、次のとおり企画提案書を提出すること。</p> <p>ア 提出書類等 「(5) 企画提案書について」に記載のとおり</p> <p>イ 提出部数 正本1部、副本6部</p> <p>ウ 提出方法 郵送又は持参</p>	<p>エ 提出場所 「7 事務局」に記載のとおり</p> <p>オ 提出期間及び提出期限 令和5年2月17日（金）から3月8日（水）午後5時00分まで【必着】</p> <p>(5) 企画提案書について 企画提案書は、次のとおりとする。</p> <p>ア 企画提案書表紙（様式第5号）</p> <p>イ 企画提案書（様式自由。仕様書に基づいた内容とし、おむつ及びおしりふきについては、メーカー、商品名及び規格毎に1枚当たりの単価を明記すること。また、仕様書に示す要求事項を上回る独自の提案をする場合は、そのポイントが明確にわかるように記載すること。）</p> <p>ウ 工程表（様式自由）</p> <p>エ 参考見積書及び内訳書（様式自由。金額は仕様書の5に定めるおむつ及びおしりふきの納入予定数量に、規格毎に1枚当たりの単価を乗じて得た額の総額（税込）とし、見積限度額以下の金額とすること。また、提出の際には封入し、割印をしておくこと。）</p> <p>オ 予定担当者調書（様式第6号）</p> <p>カ おむつのサンプル（Sサイズのテープタイプ及びパンツタイプ）</p> <p>4 審査 参加要件を満たすと認められた事業者に対し、「亀岡市保育所等紙おむつ等納入業務」委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、別表「審査項目」に基づいた書類審査を実施する。 なお、参加者が1者のみの場合は、選定委員会に諮り決定する。</p> <p>5 結果通知等 (1) 優先契約交渉事業者の決定</p>
---	---

選定委員会の審査において、最高評価点を得た者を優先契約交渉事業者の候補者（以下「候補者」という。）として決定する。最高評価点を得た者が複数の場合は、価格点の項目で一番評価の高い者を候補者とする。

なお、最高評価点を得た者が評価配点の4割に満たない場合にあつては、候補者の選定を行わず、再公募するものとする。

(2) 結果通知

審査結果は、候補者として決定した後、速やかに本審査参加者全員に書面で選定又は非選定の結果及び総合点通知するとともに、優先契約交渉事業者となった者については、亀岡市ホームページに掲載する。

なお、審査結果通知日から契約を締結するまでに国や地方公共団体等の指名停止に該当する行為を行ったときは、当該審査結果を取り消すことがある。

6 その他

- (1) 本プロポーザルに要する経費は、全て参加者の負担とする。
- (2) 参加申込み後に本プロポーザルを辞退する時は、辞退届（様式第7号）を提出すること。
- (3) 企画提案書等に記載した担当者等は、原則として変更できないものとする。ただし、やむを得ない理由による変更を行う場合は、変更前に発注者の了承を得なければならない。
- (4) 業務の一部再委託は、企画提案書に記載がある場合を除き、原則として認めない。
- (5) 提出書類等の追加、修正及び再提出は認めない。
- (6) 提出書類は返却しない。
- (7) 審査により選定された候補者は、業務委託に係る「プロポーザル審査結果通知書」

受理日から優先契約交渉事業者となり、再度、細部にわたり協議、調整を行い、契約を締結することとする。

- (8) 契約に係る仕様書は、本市が示した仕様書及び選定された提案に基づき、契約予定者と発注者と協議の上、決定することとする。
- (9) 発注者は、提案書類等を提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (10) 発注者は、提出書類を審査に必要な範囲において、複製できるものとする。
- (11) 本プロポーザルに係る情報公開請求があつた場合は、亀岡市情報公開条例（平成12年亀岡市条例第32号）に基づき提出書類を公開することがある。
- (12) 次の場合、提出書類等は無効とする。
 - ア 提出期限を過ぎて提出された場合
 - イ 提出書類等に虚偽の記載があつた場合
 - ウ 提出書類等の作成にあたって不正行為が判明した場合
 - エ 提出書類等の内容が示された条件に適合していない場合
- (13) 審査内容や審査経過については公表しない。
- (14) 審査結果に対する異議申立ては受け付けない。
- (15) 本プロポーザルを途中で辞退した者は、これを理由として以後の選定等について不利益な取扱いを受けることはない。
- (16) 不測の事態があつた場合、本案件の執行をやむを得ず中止することがある。
- (17) 本件は、令和5年度当初予算の議決を要することから、予算の議決がない場合は、契約として成立しない。

7 事務局

〒621-0805

京都府亀岡市安町釜ヶ前82番地（亀岡市保健センター内）

亀岡市こども未来部保育課（保育政策係）

電話番号：0771-25-5028

FAX：0771-25-5128

電子メール：hoiku@city.kameoka.lg.jp

「揭示済」

亀岡市公告第16号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

令和5年2月27日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域
亀岡市千歳町千歳北所18の1の一部、

21の一部

（関連区域）

市有地

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

亀岡市追分町八ノ坪11の20

ABIL-1 304号

定岡 勇杜

「揭示済」

任免及び辞令

尾松 佳栄子

木久 依子

武田 廣子

中道 くるみ

川勝 郁子

和田 恵美

調 拓治

三山 將成

中川 博友

西上 敬子

平田 謙輔

足立 名津美

法貴 良好

木村 好孝

中澤 敏次

市原 良之

（各 通）

亀岡市国民健康保険事業の運営に関する協議会委員に委嘱します

任期は令和8年1月31日までとします

令和5年2月1日

福井 英昭

浅田 晴彦

長澤 満

赤坂 マリア

（各 通）

亀岡市防災会議委員の委嘱を解きます

赤坂 マリア

田中 豊

藤本 弘

（各 通）

亀岡市都市計画審議会委員の委嘱を解きます

令和5年2月4日

安藤 智美

植田 健一

大西 敏美

（各 通）

(各 通)

河原重好
川勝啓史
川上陽子
栗田好美
里内友貴子
中川健志
中村正
法貴良好
松井由香里
杜恵美子

亀岡市男女共同参画審議会委員に委嘱します
任期は令和7年2月6日までとします
令和5年2月7日

(各 通)

前平泰志
中桐安子
成相美紀
田村徳子
秋山伸夫
前田逸郎
服部義彌
木曾布恭
伊達勉
真崎藤義

亀岡市生涯学習推進審議会委員に委嘱します
任期は令和5年2月10日から令和7年2月9
日までの2年間とします
令和5年2月10日

亀岡市監査委員に選任します

(各 通)

小川克己
菱田光紀
松山雅行
大塚建彦
木村勲

亀岡市防災会議委員に委嘱します
任期は令和6年5月31日までとします
令和5年2月13日

田村隆朗
亀岡市市医に委嘱します

田村隆朗
亀岡市休日急病診療所医師に委嘱します
令和5年2月15日

井上裕崇
亀岡市防災会議委員に委嘱します
任期は令和7年2月17日までとします
令和5年2月18日

藤本妙子
亀岡市防災会議委員に委嘱します
任期は令和7年2月26日までとします
令和5年2月27日

山内 勇
亀岡市自治委員の委嘱を解きます
令和5年2月28日

教育委員会欄

規則

亀岡市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月21日

亀岡市教育委員会
教育長 神先宏彰

亀岡市教育委員会規則第1号

亀岡市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

亀岡市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則（昭和58年亀岡市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第4号中「8月31日」を「8月28日」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

「揭示済」

選挙管理委員会欄

告示

亀岡市選挙管理委員会告示第28号

令和5年1月22日執行の亀岡市議会議員一般選挙における選挙の効力に関する異議の申出について、次のとおり決定した。

令和5年2月21日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 俣野健一郎

決 定 書

異議申出人 省略

異議申出人から、令和5年1月27日付けで提起された同月22日執行の亀岡市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）に係る選挙の効力に関する異議の申出（以下「本件申出」という。）について、亀岡市選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

本件の異議の申出を棄却する。

異議の申出の要旨

異議申出人は、本件選挙において、以下のとおり疑義があり、選挙の効力を無効とする異議の申出をした。

- 1 本件選挙において投票用紙読取分類機CR

S-V A（以下「分類機」という。）及び計数機を使用した開票作業において、午後10時00分に全ての候補者の得票数が0票であるという中間発表に疑義がある。

- 2 開票作業で用いたカゴの前後に候補者名を示す名札を貼ったのは、故意にカゴの中の票を見えなくするもので選挙の透明性に反している。
- 3 午後11時00分の中間発表と結了との得票数について、異議申出人の票の伸びが、他の候補者と比較して低く、得票数に不正な改ざんが行われた疑義がある。
- 4 開票作業に従事する者のなかに、職員以外（元職も含む。）の者がいる。また、分類機の下に置かれたノート型パソコンを使って、不正な得票数の操作をしている疑惑がある。
- 5 選挙立会人は、疑問票を含むすべての投票用紙を確認し、不正が行われていないかを確認する必要がある。

決定の理由

当委員会は、本件申出を受理し、当該内容について、慎重かつ厳正に審理した。

① 法令等の定め

選挙の効力に関する争訟において選挙が無効とされるのは、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第205条第1項の規定により、(a)その選挙が選挙の規定に違反して行われ、かつ、(b)その規定違反のために選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合である。

そして、(a)の「選挙の規定に違反する」とは、「主として、選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反することがあるとき、または直接かような明文の規定はないが選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されるとき」（昭和27年12月4日最高裁判所判決）をいい、

(b)の「選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合」とは、「その違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実には生じたところと異なった結果の生ずる可能性のある場合」（昭和29年9月24日最高裁判所判決）をいう。

② 当委員会の判断

異議の申出の要旨（以下「要旨」という。）

1、3について、異議申出人の抽象的な主張であり、何ら根拠がない。

要旨2について、開票事務に従事する職員の意見で、同年7月21日に執行した参議院議員通常選挙時に、候補者氏名がどの立ち位置から見やすくするための手段として採用したものである。

要旨4について、元職にあたる者は、いない。また、職員以外の者として、(c)点字投票を解読するもの（1名）及び(d)分類機担当職員（2名）のことを指すと考えるが、(c)は、選挙立会人横の指定した席で、点字用投票用紙を解読する者である。(d)は、分類機の操作方法の説明及び補助並びに分類機が停止した場合の対応のために従事した(株)ムサシ職員である。

また、分類機の下に設置したノート型パソコンは、予め分類機のカテゴリを設定し、作業を管理するものであり、集計作業とは関係しない。

要旨5について、分類機により候補者毎に分類され、2人1組で各1回内容点検を行った疑問票以外の票は有効票として整理し、疑問票については、随時選挙長及び選挙立会人に回付した。最後に、全ての票を整理台に整列させ、選挙長及び選挙立会人に候補者毎の得票数の説明と全体的な無効票の説明を行った。選挙長及び選挙立会人からは、開票内容及び結果について異議はなく、選挙録への署名を得ている。

以上のとおり、異議申出人の主張は①で記し

た(a)及び(b)には該当せず、いずれも理由がないことから、公職選挙法第216条第1項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、主文のとおり決定する。

令和5年2月21日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 俣野健一郎

この決定に不服があるときは、この決定書の交付を受けた日又は公職選挙法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で京都府選挙管理委員会に審査を申し立てることができます。

「揭示済」

農業委員会欄

公 告

亀岡市農業委員会公告第2号

令和5年2月定例総会を下記のとおり公告する。

令和5年2月1日

亀岡市農業委員会
会長 神崎 弥

記

- 1 日 時
令和5年2月6日（月）
午後1時30分から
- 2 場 所
亀岡市役所 302・303会議室
- 3 議 題
 - ・第1号議案 農地法第18条第6項の規定による通知の承認について
 - ・第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
 - ・第3号議案 非農地証明交付について
 - ・報告第1号 非農地証明交付について
 - ・報告第2号 農地の転用事実に関する照会の回答について

「揭示済」

上下水道部欄

告示

亀岡市上下水道部告示第9号

亀岡市指定給水装置工事事業者
廃止の告示

令和5年2月15日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の事業者から指定給水装置工事事業者廃止届出書が提出されたので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条第2号の規定により告示する。

記

1 廃止届出日

令和5年1月23日

2 廃止事業者

指定番号	事業者名	代表者名	住 所
319	大海設備	大西 伸尚	京都市山科区川田 欠ノ上14番地36

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第10号

亀岡市下水道排水設備指定工事事業者
廃止の告示

令和5年2月15日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者から指定工事業者指定辞退届が提出されたので、亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程第15条第2号の規定により告示する。

記

1 廃止届出日

令和5年1月23日

2 廃止業者

指定番号	業 者 名	代表者名	住 所
311	大海設備	大西 伸尚	京都市山科区川田 欠ノ上14番地36

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第11号

亀岡市指定給水装置工事事業者
指定の告示

令和5年2月16日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市指定給水装置工事事業者として指定したので、亀岡市指定給水装置工事業者規程第10条第1号の規定により告示する。

記

1 指定日

令和5年2月16日

2 指定業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
330	株式会社 大海設備	代表取締役 大西 伸尚	京都市山科区川田 欠ノ上14番地36

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第12号

亀岡市下水道排水設備指定工事業者指定の告示

令和5年2月16日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市下水道排水設備指定工事業者として指定したので、亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程第15条第1号の規定により告示する。

記

1 指定日

令和5年2月16日

2 指定業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
317	株式会社 大海設備	代表取締役 大西 伸尚	京都市山科区川田 欠ノ上14番地36

「揭示済」

公 告

亀岡市上下水道部公告第1号

下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定により亀岡市公共下水道の事業計画を変更しようとするので、同法施行令第3条の規定により、次のとおり公告し、当該事業計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該事業計画の案については、縦覧期間満了の日までに亀岡市長に意見書を提出することができる。

令和5年2月7日

亀岡市長 桂川孝裕

1 下水道の名称

亀岡市公共下水道

2 予定処理区域

亀岡市北町、西町、紺屋町、本町、柳町、塩屋町、矢田町、新町、内丸町、横町、旅籠町、呉服町、京町、西堅町、東堅町、突抜町、河原町、南郷町、荒塚町、大井町並河1丁目、並河2丁目、並河3丁目、北河原町1丁目、北河原町2丁目、西つつじヶ丘五月台1丁目、五月台2丁目、雲仙台1丁目、雲仙台2丁目、大山台1丁目、大山台2丁目、霧島台1丁目、霧島台2丁目、美山台1丁目、美山台2丁目、南つつじヶ丘大葉台1丁目、大葉台2丁目、桜台1丁目、桜台2丁目、桜台3丁目、桜台4丁目、桜台5丁目、東つつじヶ丘都台1丁目、都台2丁目、都台3丁目、曙台1丁目、曙台2丁目、曙台3丁目、曙台4丁目、篠町広田1丁目、広田2丁目、広田3丁目、見晴1丁目、見晴2丁目、見晴3丁目、見晴4丁目、見晴5丁目、見晴6丁目、見晴7丁目、

夕日ヶ丘1丁目、夕日ヶ丘2丁目、夕日ヶ丘3丁目、馬堀駅前1丁目、馬堀駅前2丁目、野条、荒塚町1丁目、荒塚町2丁目、下矢田町1丁目、下矢田町2丁目、下矢田町3丁目、下矢田町4丁目、古世町1丁目、古世町2丁目、古世町3丁目、北古世町1丁目、北古世町2丁目、三宅町1丁目、三宅町2丁目、大井町土田1丁目、土田2丁目、土田3丁目、小金岐1丁目、小金岐2丁目、小金岐3丁目、小金岐4丁目、千代川町日吉台、千原1丁目、千原2丁目、今津1丁目、今津2丁目、今津3丁目、小川1丁目、小川2丁目、小川3丁目、安町、余部町、下矢田町、中矢田町、上矢田町、古世町、三宅町、追分町、大井町小金岐、南金岐、北金岐、並河、かすみヶ丘、千代川町小林、千原、拝田、北ノ庄、湯井、高野林、川関、宇津根町、篠町柏原、王子、森、山本、馬堀、篠、広田、浄法寺、曾我部町重利、穴太、西条、南条、寺、春日部、中、法貴、犬飼、蕨田野町佐伯、天川、太田、鹿谷、柿花、奥条、芦ノ山、吉川町穴川、吉田、保津町鐘鑄島、正人渕、針ノ木新田、荒打、上中島、下中島、本梅町中野、平松、井手、西加舎、東加舎、宮前町宮川、神前、猪倉、東本梅町中野、赤熊、松熊、大内、東大谷の各一部又は全部

3 予定排水区域

1,633ha

4 工事着手及び完成予定年月日

工事着手年月日

昭和49年12月12日

工事完成予定年月日

令和11年3月31日

5 事業計画縦覧場所

亀岡市安町釜ヶ前20番地

亀岡市上下水道部下水道課

6 縦覧期間

令和5年2月7日から

令和5年2月21日まで

「揭示済」